

豊岡市障害者計画の取組状況について 2024年度

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
（１）「自己実現できる」まちづくり						
①教育の充実						
		学校施設・設備の改善	学校園において、障害のある児童、生徒が不自由さを感じないよう、障害のある人や保護者の意見を聞き、施設・設備のバリアフリー化を進めます。	三江小学校大規模改修工事 ・特別教室棟入口スロープ設置、階段手摺設置 福住小学校トイレ洋式化工事 ・３階児童トイレ部洋式化 資母小学校トイレ洋式化工事 ・１階児童トイレ部洋式化 城崎小学校トイレ洋式化工事 ・１、２階児童トイレ部洋式化 ・１階職員トイレ部洋式化 八条小学校トイレ洋式化工事 ・２階児童トイレ部洋式化 階段昇降機設置 ・三江小学校と清滝小学校に階段昇降機を設置	多くの学校園がバリアフリー法施工前に建築された古い施設であり、今後予定している長寿命化改修工事や大規模改修工事に合わせて、順次改修する必要がある。	教育総務課
		学校教育、就学前教育・保育の充実	障害のある児童・生徒、また、ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症など、生活や学習に何らかの支援を必要とする発達障害のある児童・生徒に対し、一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた指導の充実を図るとともに、特別支援教育支援員を配置するなど生活や学習の支援を行います。 また、保育所・幼稚園・認定こども園などにおいても、児童一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた教育、保育の充実を図ります。	(1) 保育所・認定こども園 公立保育所・認定こども園の２号・３号認定は、軽度障害児３人に１人、中度以上障害児２人に１人の基準で保育士を加配 (2) 幼稚園 公立幼稚園１園に特別教育支援員１人を配置した。 ・各校に特別支援教育コーディネーターを複数配置した。 ・年度初めに保護者と合意形成を図りながら個別の教育支援計画等を見直し、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応した計画的な支援を行った。 ・学校生活支援教員対象の研修会、特別支援教育支援員対象の研修会を実施し、一人一人の特性に応じた支援を行った。 ・校内での引継ぎには個別の教育支援計画や個別の指導計画を、進学における校種間の引継ぎには連絡シート、連携シートを活用して、一貫した切れ目ない支援を行った。	多様な保育ニーズに対応して保育の充実を図るうえで、保育人材の確保と育成を進める必要がある。	幼児育成課
		サポートファイルの活用《拡充》	発達障害のある児童など、何らかの支援を必要とする児童、生徒を対象に、サポートファイルを活用した支援を行います。 また、保護者や関係機関への周知を図るとともに、サポートファイルが進学先、就労先へつながる支援ツールとして関係機関で有効に活用されるよう、各関係機関の情報共有と連携強化を図ります。	・校園長会等でサポートファイルについて改めて説明し、その重要性を周知した。 ・サポートファイルの受け渡しを学校同士が直接行うことにより、効果的に引継ぎを行った。 ・関係機関との情報共有にサポートファイルを活用し、組織的、継続的な連携強化を図った。	特になし	学校教育課
				就学前施設の各園長に、サポートファイルの作成申込み及び発達支援記録等の作成を依頼した。	園で作成したサポートファイルの小学校への確実な引継ぎと情報共有。	幼児育成課
				【2023年度】新規作成者82人、進学に伴う引継者103人、現在の利用者計567人（2024年３月末時点） 【2024年度】新規作成申込者76人（2025年1月15日時点）		社会福祉課

基本 目標	基本 施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		教職員の資質の向上と校園内支援体制の充実	各種研修会、教育相談などを通じて、障害に対応する教育方法の検討協議を行い、教職員の資質の向上に努めます。 また、障害のある子どもに対する理解を深め、専門的な指導、支援ができるよう、校園内支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。	・校長研修会 ・特別支援教育コーディネーター研修会 ・特別支援学級担任・通級担当者研修会 ・特別支援教育支援員研修会 ・園小合同研修会 ・学校生活支援教員担当者会（研修会） ・教育相談会 ・スーパーバイザー支援事業 「指定中学校区等において、すべての子どもが学びに参加できる授業をめざして、一人一人の子どもの発達特性等を踏まえた支援と指導の充実を図るための実践的な授業研究」	特になし	学校教育課
				（教職員の資質向上にかかる取り組み） 「特別支援教育の知見を活かし安心安全な学級づくりを目指す」趣旨の研修会を年間3回実施した。 ※対面1回、オンライン2回 ※対象 保・こ・幼・小の職員 （校園内支援体制の充実） 「特別支援教育の知見を活かし就学前の保育・教育を充実させていく」 「職員の資質を向上させていく」ことを主な事業趣旨とした「すすく訪問支援事業」を29園176名実施した。	学校と就学前施設の日常的な連携強化と資質向上にかかる研修の周知徹底 すすく訪問支援事業にかかる事業趣旨の周知徹底と園内研修の強化	幼児育成課
		児童・生徒間の交流拡大	障害の有無にかかわらず児童、生徒がお互いの理解を深めるために、県立特別支援学校と地域の学校などとの交流の機会の充実に努めます。 また、障害のある児童、生徒も、障害のない児童、生徒とともに教育が受けられるよう努めます。	・県立特別支援学校と市立小学校の交流会 ・特別支援学級在籍の児童・生徒が通常の学級の児童・生徒と共に学ぶ交流及び共同学習	特になし	学校教育課
				八条認定こども園4歳児47名と豊岡聴覚特別支援学校幼稚園の4.5歳児が年間9回、遊びや活動を通して交流した。 八条認定こども園の園児と一緒に遊びや活動を行う中で、相手のことを考えた行動や関わりを経験し、思いやりの心が育つ機会となっている。また、コミュニケーションのツールとして手話があることを知る機会にもなった。 豊岡聴覚特別支援学校幼稚園においても、認定こども園の園児との遊びや活動を通して、集団の中で過ごすことが幼児の刺激となっている良さを実感する大切な機会と捉えておられる。	・継続した交流 ・色々な園が交流する機会をつくる。	幼児育成課
		放課後等の支援の充実	障害のある児童、生徒の特性に応じて、医療、福祉、学校、地域と連携し、地域における総合的な支援に努めます。中でも、保育所、放課後児童クラブとの調整や放課後等デイサービス、日中一時支援事業の充実により、児童の健全な育成に努めます。	2024年度12月末時点 ・放課後等デイサービス支給決定者 245名 ・日中一時支援支給決定者 12名		社会福祉課
				放課後児童クラブでの障害児の受入れ状況 ・人数：56人（申告による） ・児童クラブ数：20児童クラブ 研修の充実 「特別支援教育の知見を生かし、安心安全なクラブづくりをめざす」趣旨の研修会を年2回開催、発達障害等配慮の必要児童とのかかわり方の研修を、年6回開催した。	放課後児童クラブは、専用の施設を持たず幼稚園や小学校の空きスペースを利用して運営しているところがほとんどであるため、障害のある児童の特性に対応する環境が十分整っていない（クールダウンする部屋等）。 また、職員体制も、恒常的に職員が不足しており、対応できるスキルや知識等を持つ者も少ない状況であるが、できるだけ障害児の受け入れに努めている。 あわせて、職員を対象に、配慮の必要な児童への研修などを行っている。	幼児育成課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
②雇用・就労の促進						
		雇用・就労準備の支援	障害者自立支援協議会を中心に、障害者就業・生活支援センターや就労系障害福祉サービス事業所と連携し、障害のある人の就労準備性を高める支援に取り組みます。	・7月30日、11月7日但馬地域障害者雇用連絡会議（障害者雇用・就労支援ネットワーク会議）に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取組み状況について情報共有した。 ・市の施策として、超短時間雇用推進プロジェクトで希望者との面談、雇用先の募集を行っている。	・超短時間雇用の要望はあるが、雇用先が見つからない。 （雇うなら長時間で幅広い業務を希望される、法定雇用率に換算されない等）	社会福祉課
		雇用・就労機会の拡充《拡充》	障害者自立支援協議会を中心に、障害者就業・生活支援センターや就労系障害福祉サービス事業所と連携し、超短時間雇用やICTの活用など多様な働き方を推進することにより、雇用・就労機会の拡充に取り組みます。	(1)～②「雇用・就労準備の支援」に同じ		社会福祉課
			障害のある人の雇用については、法定雇用率の達成と雇用の継続を進めることで民間の事業主の率先垂範となるよう進めます。 また、多様な働き方を推進するとともに、新たな職域の検討や開拓などにより、雇用・就労機会の拡充に取り組みます。	・2024（令和6）年6月の豊岡市役所の障害者雇用率は2.86%であり、法定雇用率2.8%を達成している。 ・障害種別の内訳（身体障害63.3%、知的障害20.0%、精神障害16.7%）		人事課
		事業主や職場の理解	障害者自立支援協議会を中心に、障害者雇用を行う企業の取組や各種制度の情報を発信することにより、事業主や職場の方の理解促進に取り組みます。	・超短時間雇用プロジェクトのチラシを豊岡市商工会に配布した。 ・市ホームページ掲載予定		社会福祉課
		各種関係機関の連携、ネットワークづくり	雇用・就労の促進と安定雇用に向けて、障害者自立支援協議会を中心として、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業、福祉施設、学校などとの連携強化に努めます。	・7月30日、11月7日但馬地域障害者雇用連絡会議（障害者雇用・就労支援ネットワーク会議）に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取組み状況について情報共有した。 ・障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者の雇用・就労促進につながる支援について協議を行った。		社会福祉課
		障害のある人の就労支援施設への支援	障害のある人の就労支援施設からの物品等の優先調達を推進します。	2023年度実績額 物品314,305円、役務5,008,942円 合計5,323,247円 （2023年度目標額 286,000円、役務5,669,000円 合計5,955,000円）		社会福祉課
		職場の定着のための支援の充実	継続的な雇用につながるよう、障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所と連携します。	・7月30日、11月7日但馬地域障害者雇用連絡会議（障害者雇用・就労支援ネットワーク会議）に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取組み状況について情報共有した。		社会福祉課
③社会参加・生きがいづくり						
		地域活動支援センターの支援《拡充》	社会参加や自立支援の場でもある地域活動支援センターの運営を支援するとともに、交流会開催など活動内容の充実を図ります。	・市ホームページで情報発信するとともに、相談者にパンフレットを配布した。 ・市内の相談支援事業所職員が集まる会議等で紹介を行った。		社会福祉課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		移動、交通手段の充実	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすいよう取組を進めます。	福祉タクシー・バス共通利用券の配付 対 象 者：身体障害者1・2級、精神障害者1級、知的障害者A判定 交付枚数：4枚/月（無料送迎のない透析患者については13枚/月） 交付者数：121名 利用枚数：タクシー 1,922枚、バス 2,987枚 助成金額：1,259,700円（2025年1月22日時点）	2025年度から1回あたりの利用を2枚（1,000円）までに増やす。	社会福祉課
				○外出支援サービス助成事業において、人工透析患者・重度要介護者等の移動制約者が在宅生活を継続するため、福祉輸送車両により居宅と医療機関等との間を移送するサービスを利用した場合に、その料金の一部を助成している。 また、今年度から障害者手帳の交付を受けている者の一部を助成対象者に追加した。 ○外出支援サービス助成事業登録事業者数は、ほぼ例年どおりであり、福祉輸送車両による移動の需要は概ね充足できていると思われる。	○介護タクシーは利便性が高いがその分運賃も割高である。外出支援サービス助成事業においては、遠距離ほど助成額が非常に高額になるため、全体の助成額が非常に多くなっている。このため持続可能な制度設計に見直す必要がある。 ○相乗り、福祉有償運送など利用者の実費負担が軽減されるような仕組みの導入や拡大が望まれる。	高年介護課
				①鉄道交通対策支援 市内基幹交通である鉄道（JR、北近畿タンゴ鉄道）の運営支援等 ②バス交通対策支援 ・路線バスの運行支援 ・市街地を循環するコミュニティバス（コバス）の運行 ・交通空白地におけるコミュニティバス（イナカー、チクタク）の運行 ③但馬空港利用促進 大阪、東京等ビジネス拠点となる都市部への速達性の高い交通機関として利用を促進	①鉄道交通対策支援 利用者の減少、軌道等の維持費の高騰 ②バス交通対策支援 バス運転士の高齢化と働き方改革による一人当たりの就業時間の短縮、また新たな担い手の確保が困難な状況にあり、現状のバス交通を維持していくことが難しくなっている。 バス交通体系の維持存続が危ぶまれることで、自動車を運転する事の出来ない方の日常生活に必要な最低限の移動手段として、地域の力の活用が不可欠である。	都市整備課
		コミュニケーション手段の確保 《拡充》	視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などの派遣を行うとともに、リモート通訳に対応できるよう支援します。また、手話、要約筆記、点訳、朗読奉仕員の人材の養成、確保を図り、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の周知、技術の向上に努めます。	〔手話通訳者設置事業〕 ・手話通訳者1名設置 〔意思疎通支援事業〕12月末時点 ・手話通訳者派遣事業 申請件数194件 派遣人数222人 ・要約筆記者派遣事業 申請件数12件 派遣人数23人 〔手話通訳者養成事業〕 ・手話奉仕員養成講座（導入課程） 2024年5月17日（全1回）実施 ・手話奉仕員養成講座（入門課程） 2024年6月1日～2025年2月15日（全24回） ・登録手話通訳者現任研修 2024年11月22日～2025年3月14日（全5回）		社会福祉課

基本 目標	基本 施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		地域活動への参加 促進	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の支援を行います。 また、障害のある人がスポーツ、文化事業、コミュニティなどの地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、教養や知識を高めるための生涯学習の機会の充実を図ります。	〔スポーツ大会〕 ○豊岡市身体障害者スポーツ大会を開催 ○豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会を開催 〔居場所づくり事業〕 社会参加のきっかけ、仲間づくり、地域住民とのふれあい・理解を目的に、市内各地域で開催	・豊岡市身体障害者スポーツ大会では、高齢化により参加者が年々減少してきている。	社会福祉課
				「豊岡市くすの木学校」 身体・知的障害のある15歳以上の市民を対象として開校。 スポーツ、社会見学、調理、創作活動、レクリエーション等の活動を行う。（年間10回の予定） 「豊岡市青い鳥学級」 視覚障害のある15歳以上の市民を対象として開級。 社会見学、合唱、聴講、そば打ち体験等々の活動を行う。（7回の予定）	「豊岡市青い鳥学級」は、学級生の高齢化及び固定化が課題となっており、参加者拡大のための効果的な周知方法が必要である。 また、「豊岡市くすの木学校」、「豊岡市青い鳥学級」共に支援者の高齢化やボランティアの確保も課題となっている。 （参考） 「豊岡市くすの木学校」は、令和6年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰を受賞した。	社会教育課
		障害者団体の活動の活性化	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化を促進します。 また、障害者団体をはじめ、障害のある人のさまざまな思いを施策に反映させるため、意見を聞く場の確保に努めます。	関係団体に補助金を交付		社会福祉課
		スポーツ、文化活動参加への促進	（公財）兵庫県障害者スポーツ協会主催の障害者スポーツ指導員養成講習会や兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加を促すとともに、レクリエーション及びスポーツ大会の開催などを通じて、障害のある人同士や障害のない人との交流を促進します。また、障害者スポーツ指導員の協力のもと、障害者スポーツ振興を推進します。 さらに、身近で気軽にスポーツに親しむことができるよう、だれもが利用しやすい施設などの整備を図ります。 豊岡市美術展や兵庫県障害者芸術・文化祭への出展を促すなど、絵画、写真などの趣味や自主的な文化活動への意欲向上を図り社会参加を促進します。	○兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加 ○豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会を開催 ○豊岡市身体障害者スポーツ大会を開催 ○がっせえアート展を開催（共催）	特になし	社会福祉課
				・10月31日～11月4日 第75回豊岡市美術展 「特別支援学級児童生徒作品展」 52点（85名）展示 （前年度比2点減（5名増）） ・6月23日（日）くすの木学級へのニュースポーツ指導への派遣（豊岡市スポーツ推進委員3名） ・10月26日（土）障害者スポーツチャレンジ大会への派遣（豊岡市スポーツ推進委員2名）	・引き続き、豊岡市美術展への積極的な出展を促していく。 ・豊岡市在住の障害者スポーツ指導員は20名いるものの、実際の活動希望者は2名に留まっている。 ・障害の有無にかかわらず参加できるスポーツイベント等を実施することにより、障害のある方も楽しめる場をつくるとともに、障害者スポーツ指導員の活動の場を増やす必要がある。	文化・スポーツ振興課
（2）「人と人が支え合う」まちづくり						
①広報・啓発						
		障害者計画に関する 施策の広報活動	計画内容が広く市民に伝わるよう各種媒体を通じて情報提供を行います。また、計画に関連するさまざまな取組について、広報に努めます。 【各種媒体】 ○市広報紙 ○市ホームページ ○市出前講座 ○FMジャングルなどの報道機関 ○防災行政無線	・社会福祉課による市広報連載「わたしたちの障害福祉」掲載 ・所管部署等からの情報を、市広報、ホームページ、防災行政無線などさまざまな媒体により発信	各部署・関係機関からの積極的な情報発信が必要である。	秘書広報課
				「わたしたちの障害福祉」として市広報に掲載 ・障害者差別解消法 ・障害者に関するマーク ・手話言語		社会福祉課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		広報・啓発活動の充実	障害者週間や人権週間などの機会をとらえ、障害や障害のある人、特に外見ではわかりにくい障害に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を進めます。 また、障害のある人が中心となって企画する啓発イベントなどの実施を促進します。	・毎年、市広報に障害者週間の記事を掲載 ・手話言語の国際デーに伴う稲古堂のブルーライトアップ実施（2024年9月9日～20日、9月22日～23日） ・発達障害啓発週間（4月）稲古堂ブルーライトアップ 「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）における豊岡市の人権啓発活動の取り組みとして、人権講演会を実施した。2部形式で実施し、2部の講師として全盲のシンガーソングライターである立木早絵さんに「さらなる一歩を踏み出そう！」をテーマに講演いただいた。		社会福祉課
		地域における福祉教育、人権教育の推進	市の出前講座など市民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めます。障害者団体のみならず、多くの人の参加を得られるよう工夫し、障害や障害のある人に対する正しい理解を深める取組を進めます。	市民、団体からのニーズに応じて出前講座を実施する。 市の登録講師（豊岡市人権教育推進員）の派遣、DVDの貸出について、豊岡市人権啓発誌「かがやき」（年2回（6/25、10/25）発行、隣保回覧・学校園を通じて各家庭に配付）、市のホームページで周知した。 障害のある人について、利用実績はなし。		社会福祉課
		学校における福祉教育、人権教育の推進 《拡充》	障害への理解や支え合う人間関係の構築のため、障害の有無に関わらず、共に学び育つ機会の拡充に努めます。 また、手話学習や車いす体験、アイマスク体験といった福祉体験学習を積極的に取り入れ、学校の教育活動全体の中で福祉に関する知的理解と心情、実践力の育成を図ります。	・手話学習、車いす体験、アイマスク体験等の福祉体験学習 ・共に生きる社会をめざす福祉教育の充実を図るために、体験活動を通して思いやりの心、命を大切にすることを育む「ふれあい育児体験」 ・各校が人権教育についての年間指導計画を作成し、人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」等を活用した人権教育	特になし	学校教育課
		交流活動の促進		（１）③「地域活動への参加促進」と同じ	（１）③「地域活動への参加促進」と同じ	社会福祉課
			障害のある人となない人が気軽に交流できる行事や催し物への取組を支援し、市民の相互理解や障害のある人の社会参加及び交流活動を促進します。	・「市民ふれあいのつどいパート1（ビデオ鑑賞・講演）」 ビデオ鑑賞について、日本語字幕ありで上映。 講演会について、手話通訳あり、要約筆記ありで実施。 ・「市民ふれあいのつどいパート2（人権作品の最優秀賞受賞者表彰式、講演）」 手話通訳あり、要約筆記ありで実施。		多様性推進・ジェンダーギャップ対策課
	②人材育成・確保					
		福祉人材の育成・確保 《拡充》	相談支援やケアマネジメントなどに携わる福祉人材の育成・確保に努めます。 特に障害のある人の地域生活を支える根幹となる相談支援を担う人材の育成・確保の支援に努めます。 また、人材の育成や確保にあたっては、障害者自立支援協議会を中心として、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを活用し、高齢者や障害者も支援者として活躍できる取組を検討します。研修は、オンライン研修の活用についての協議を進めます。	相談支援専門員を増員した事業者や相談支援事業所を開設した事業者に対して、計画相談支援推進事業補助金を2023年度新設。 【計画相談支援推進事業補助金】 相談支援専門員の雇用に要する経費の1／2以内 上限200万円/年、補助期間2年 2023年度 増員1件 2024年度 開設1件	・障害福祉サービス利用者の増加に対して相談支援専門員が充足していない。 ・補助制度はあっても、人材確保が難しい。	社会福祉課
		支援者への障害理解の促進 《拡充》	民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、社会福祉協議会職員などが、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、抱えている課題を把握するため、障害者自立支援協議会と連携して研修会や交流会を開催し、障害のある人の参加も検討します。	民生委員・児童委員、社会福祉協議会の代表者等で委員を組織されている障害者自立支援協議会全体会議を2回開催し（1回は書面会議）、課題の共有を行った。 社会福祉協議会では、小中高等学校への福祉学習支援（年間80回以上）を実施。車いす、聴覚、視覚障害については当事者を講師として福祉学習を実施。併せて、交流や講話を進める中で、障害者への理解を深めた。また、福祉学習のまとめとして学習発表会の準備をサポート。児童から保護者等に対し、地域での支え合いの大切さを発表し、地域での普及啓発に努めた。 障害者の居場所づくり事業の実施内容を民生委員・児童委員障害部と協働で企画・運営することで、民生委員・児童委員の障害や障害のある人に対する理解を深めるよう努めた。	地域における支え合い活動や見守り活動では、高齢者を対象とした活動が多く、障害者を対象とした活動、見守りの機会はまだまだ少ない。今後、地域における福祉の対象者として障害者に目が向けられるような働きかけが必要。	社会福祉課 社会福祉協議会

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		ボランティアの確保・育成		・2024年度障害者ボランティア養成研修事業 →ボランティア不足分野がないため中止	ボランティア不足分野がない場合、事業実施が困難になる。	社会福祉課
			社会福祉協議会との連携により、ボランティアの担い手の確保に努めるとともに、人材育成、技能の向上などを促進し、活動の活性化を図ります。	障害者の居場所づくり事業において、一般住民や学生等幅広くボランティア参加の呼びかけを行い、実際に関わりをもってもらい、障害の理解促進につなげた。また障害者クリスマス会においても同様にボランティア活動への参加を呼びかけ、企画・運営に関わってもらい、ボランティアの主体的な活動になるように働きかけると同時に障害理解を図った。	障害者クリスマス会や障害者の居場所づくり事業に関わるボランティアの固定化や高齢化が課題である。一方、活動に興味を持った人が活動に必要な知識や技術を学ぶ場・機会が少ない。	社会福祉協議会
		ボランティア活動の機会の充実	ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）との連携により、市民のボランティア活動機会の拡大、充実に努めます。積極的に広報することでボランティア活動に対する市民の理解を促進し、ボランティア活動への参加を呼びかけます。	・スポーツ大会、クリスマス会の実施	特になし	社会福祉課
				障害者クリスマス会を実施するにあたり、夏休み体験ボランティアに参加した児童が再度ボランティアとして準備等に関わり、クリスマス会当日の出し物も児童が担う等、主体的に関わってもらう機会を創出した。	継続的にボランティア活動として参加できる環境づくりが醸成できておらず、ボランティア参加の希望者があっても、活動先があまり多くはなく、希望する活動につながらないこともある。障害者施設等からは、ボランティアを募集したくてもどのようにしたらよいのかわからない、特に学生ボランティアを募集したくても学校とのつながりが無く募集が難しいとの声がある。	社会福祉協議会
③ネットワークづくりの推進						
		障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進	障害のある人となない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士が交流の場で情報交換などを行うことができるネットワークづくりを進めます。	・各地域における障害者対象にした、居場所づくり事業の開催	特になし	社会福祉課
				自立支援協議会こども部会による、障害のある子の保護者の悩みや不安軽減と、横の繋がりを目的としたお話カフェを継続開催。 障害者クリスマス会や障害者の居場所づくりにおいては当事者、児童・生徒、ボランティア、地域住民等、さまざまな方が参加することで、障害のある・なしに関わらず、交流・集える場づくりの働きかけを行った。 また一般社団法人豊岡アートアクションと協働し、ダンスワークショップを各圏域で実施。当事者、家族だけではなく、地域住民の参加もあり、障害理解と交流の場となった。	障害者クリスマス会や障害者の居場所づくり等において、誰でも参加できる機会として発信しているが、ボランティア等の参加者の固定化が起こってしまい、ネットワークづくりまで進展していない。	社会福祉協議会
		地域におけるネットワークづくりの推進	障害のある人を取り巻く課題に対応するため、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、地域活動支援センター、民生委員・児童委員、区、コミュニティセンター、ボランティアグループなどの地域の様々な資源を活用し、障害のある人に応じた地域支援ができるネットワークづくりを進めます。	但馬地区内の精神障害者家族会のネットワークが広がるように、下記の事業の開催にあたり実行委員会（後援）に参画し、促進を図った。 2024年5月20日「豊岡市こころの病気をもつ人の家族のつどい」	家族会スタッフの高齢化。	社会福祉課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
(3) 「いつでも相談できる」まちづくり						
①権利擁護の推進						
		障害を理由とする差別の解消の推進	出前講座などにより、市民及び事業所等への障害者差別解消法の周知、啓発に取り組むとともに、相談窓口での相談、市の事務事業においては、職員対応要領に基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組みます。 また、今後の法改正や国や県の動きを注視し、市の施策についての取組を検討するとともに、障害者差別防止に関する意識啓発や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努めます。	・障害者差別解消法の改正について市広報に掲載 ・出前講座1件実施予定 ・相談実績はなし		社会福祉課
		権利擁護事業の推進		障害者自立支援協議会において虐待防止・権利擁護研修（9/7）を実施した。		社会福祉課
				○権利擁護に関する延相談件数は増加傾向にあり、地域包括支援センターで成年後見制度・高齢者虐待等の権利擁護に関する相談・対応を行った。 ○市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックに、「成年後見制度」・「高齢者虐待」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。 ○2025年3月に兵庫県立大学竹端教授による権利擁護研修会を開催予定。	○精神障害・知的障害・認知症等の病気や権利侵害等、様々な問題を重層的に抱えるケースに対応するため、各関係機関等との連携が必要である。 ○消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等との連携強化が必要である。	高年介護課
			福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、財産管理が必要な人に対して、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度の活用を促し、自立した地域生活の実現を支援します。年々増加する日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）のニーズに対応するため、具体的な方策を検討します。	権利擁護支援・意思決定支援として、日常生活自立支援事業では、様々な問合せ・相談対応をしている。 日常生活自立支援事業の利用者については、複合的な課題を抱え、支援困難な状況にあり、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センター等の関係機関、市との連携、地域住民との協働をしながら支援を行った。特に、入院・退院等の場合は、専門機関と密に連携をとり、スムーズな支援を心掛けた。また専門機関に日常生活自立支援事業の啓発を行うことで利用促進につなげた。	権利擁護に関する延相談件数は、増加傾向であり、複合的な課題を抱え、支援困難な状況にあるケースが増えている。ケースの中には、判断能力がほとんどない状態になった後の支援や、施設入所や長期入院など利用対象から外れた場合の対応、身寄りが無い利用者の入院等の際の対応、死亡後の対応等、事業による支援の限界を超える状況に直面することが多い。成年後見制度の利用が必要になっても、適切なタイミングでつながらないことが多く見受けられた。 上記のとおり、複合多問題、家族支援が必要なケースが増えてきている現状もあり、担当者だけで権利擁護支援をすることはリスクも伴う。社会情勢に合わせた成年後見制度の積極的な活用・運用も含め、権利擁護の在り方について協議の必要性がある。	社会福祉協議会

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		成年後見制度の利用支援	成年後見制度を活用して、障害のある人がいつまでも安心して地域で生活できるよう、社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の提供に努めるとともに、利用にあたっての低所得者等への経済的支援を実施します。 また、成年後見制度の利用促進のため、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定に関する研究をします。	市長申し立て：（予定）1件	申請における事務手続きが煩雑	社会福祉課
				○地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用が必要な高齢者に対して、市長申立て等の支援を行った。 ○市長申し立てに係る後見人等へ、報酬を支払う資力のない被後見人への報酬助成を行った。 ○市ホームページ・高齢者福祉ガイドブックに「成年後見制度利用支援事業」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。 ○2025年3月に兵庫県立大学竹端教授による権利擁護研修会を開催予定。	○成年後見制度を必要とする方が利用できるよう、一般住民や介護支援専門員等への周知啓発が必要である。 ○高齢、障害、病気等が理由で、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、財産や暮らしの中の権利を守り、生活をサポートするための相談窓口やネットワークの調整を行う中核機関の設置が求められている。	高年介護課
		障害者（児）虐待等の防止	障害者（児）虐待の定義や通報・通告義務について、特に障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の職員や障害のある人の家族、学校園教職員、民生委員・児童委員に周知を図り、虐待に関する理解を促進し、未然防止に取り組めます。 また、虐待の早期発見・早期対応を行うため、障害者相談支援事業所、こども家庭センター、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。	障害者自立支援協議会において虐待防止・権利擁護研修（9/7）を実施した。		社会福祉課
				○権利擁護に関する延相談件数は増加傾向にあり、地域包括支援センターでは成年後見制度・高齢者虐待等の権利擁護に関する相談・対応を行った。 ○2025年3月に兵庫県立大学竹端教授による権利擁護研修会を開催予定。	○地域包括支援センター職員等は、高齢者虐待に対して速やかに適切な対応を講じる必要があるため、その知識の取得や能力の向上が必要である。 ○精神障害・知的障害・認知症等の病気や権利侵害等、様々な問題を重層的に抱えるケースに対応するため、各関係機関等との連携が必要である。 ○高齢者の消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等の関係機関と連携し、早期の情報把握や情報共有に努める。	高年介護課
				・2023年度、家庭相談件数6,654件のうち、3,424件が児童虐待での相談である。なお、児童虐待通告は65件であった。 ・虐待の未然防止を図る取組みとして、要保護児童対策協議会主催で児童虐待防止研修会を開催すると共に、虐待防止月間である11月には重点的に広報活動を実施している。 また、代表者会議では、構成機関に連携の協力をお願いしている。 ・個別のケースについては、要保護児童対策協議会実務者会議で進行管理を行い、適切な支援方策を確認している。 ・個別の事案が発生した場合は、速やかに受理会議を開催し児の安全を確認すると共に、関係機関と連携しながら、早期に適切な方針を決定している。	・児童虐待は家庭内で起きることが多く、実態の把握が困難である。地域との繋がりが少ない家庭の増加も虐待の発見が遅れる要因の一つで、事態が深刻になる可能性がある。 ・児童虐待通告後、重度の場合はこども家庭センターにおいて一時保護されることもあるが、ほとんどの場合、指導を行ったうえで保護者と児が同居している。関係機関で見守りを継続するが、再発時の発見が難しい。 ・未だに虐待行為を黙と認識している保護者があり、指導しても改善に至らない。	こども支援センター
				障害者虐待については、関係機関等と連携し、速やかに対応できるように取り組んだ。対応後には、内容について職員で共有・確認し、意識の強化・向上を図った。	虐待を未然に防ぐ支援だけにとどまらず、成年後見制度を積極的に活用したり、第三者による代理決定も含めた意思決定支援・権利擁護の在り方について、専門機関も含めた検討や協議の必要性がある。	社会福祉協議会

10

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		発達障害者に対する個別相談体制の充実 《新規》	発達障害が疑われる大人の方やその家族が、心理専門職等による専門相談を受けられるよう相談体制の充実に努めます。	・市内の発達障害者支援の専門機関の心理士を相談員に、大人の発達障害専門相談を年6回開催。 ・大人の発達障害専門相談の実施にあたり、必要時は市内の民間専門機関や市健康増進課と連携した。	専門相談のニーズは高く継続相談が必要なケースも多いが、つなぎ先の地域資源が不足している。また、専門職の高齢化もあり、次世代の育成も課題である。	社会福祉課
		障害者相談員活動のスキルアップ	障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関と協力し解決にあたる身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員のスキルアップを支援します。	《身体障害者相談》 ・健康福祉センターで身体障害者相談・視覚障害者相談を偶数月、聴覚障害者相談を奇数月実施 《精神障害者相談》 ・各庁舎持ち回りで3ヶ月に1回実施 《知的障害者相談》 ・立野庁舎にて毎月1回実施	相談員の減少に伴い、将来的に担い手不足となる可能性もある。	社会福祉課
		情報内容・提供方法の充実	情報収集、利用などが困難な障害のある人に対して情報格差の解消を図るために、障害の状況に応じた多様な情報提供のあり方について検討を進めます。 市のホームページ、市広報紙「広報とよおか」、防災行政無線などを通じた情報提供については、障害のある人にもわかりやすい情報の提供に努めます。 視覚障害のある人には、活字文章の音声などへの対応、聴覚障害のある人にはFAX、メール、磁気ループ設置による情報提供など、障害の種類に配慮した提供方法の充実に努めます。	・声の広報・議会だより発行事業（つくしの会へ委託） ・録音図書、市広報・議会だよりの録音CDの発行 ・防災情報・FAXメール配信（不定期、災害時のみ）	特になし	社会福祉課
				・市広報、ホームページ、SNS(LINE、X、Facebook)、防災行政無線などさまざまな媒体により発信	誰にでも伝わる情報発信の手法	秘書広報課
		電子媒体を活用した情報提供の実施	パソコンや スマートフォンなどによるインターネットの普及状況を踏まえ、電子媒体を活用した情報提供を行います。	・災害時に防災無線で放送される台風の進路情報や避難情報等について、防災FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行った。 ・市ホームページにより障害福祉サービス等の情報を掲載している。		社会福祉課
				・ホームページ、SNS(LINE、X、Facebook)による発信	誰にでも伝わる情報発信の手法	秘書広報課
		③障害の早期発見・療育体制の充実				
		早期発見・療育の充実 【乳幼児健康診査】 《拡充》	乳幼児健康診査（4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児）の受診率の向上、内容の充実に努め、発達段階に応じた保健指導を行います。特に、発達障害児の早期発見と支援のため、スクリーニングの実施と支援教室の拡充を行います。また、発達確認や健康保持、増進、疾病、虐待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう努めます。 さらに、未受診者に対してのフォローも行います。	・乳幼児健康診査（市内3会場で実施） 4か月児健康診査 年19回実施 7か月児健康診査 年19回実施 1歳6か月児健康診査 年21回実施 3歳児健康診査 年24回実施 ・未受診者に対し、電話や家庭訪問等で、受診勧奨や情報把握に努めている。 ・発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児に対しては、電話や家庭訪問、発達相談、育児支援教室等を実施し保護者の支援を行っている。		こども未来課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援	健康診査、5歳児発達相談などにおいて、発達障害が疑われる子どもには、その後の相談、訪問により専門機関への紹介を行います。 また、発達が気になる子どもには、親子のかかわり方を中心にした集団指導や臨床心理士などによる個別指導を実施することで、子どもの心身の発達につながる支援と保護者に対する相談体制の充実に努めます。	・のびのびキッズ（心理相談）年36回実施 ・わんぱくクリニック（専門医による発達相談）年10回実施 ・こがもらんど（育児支援教室：集団指導）年24回実施 ・にじっこくらぶ（保護者支援教室：個別指導）年12回実施 ・育児支援教室（個別療育体験）の実施 ・にっここ教室（2歳児育児教室）年6回実施 ・すくすく訪問園支援事業（幼児育成課）への協力：保健師の同行訪問の実施 ・5歳児発達相談（こども支援センター）への協力	・入園が早まっているために、教室等でのサポートが難しい家庭が増えている。 ・就労している保護者が増えているので、電話のフォローが難しい。	こども未来課
				障害児支援を行う事業者へ委託し、発達障害等のある子どもの保護者に対して、ペアレントトレーニングを実施した。		社会福祉課
				・保護者が子どもの特性や課題を理解して子育てを行うための支援として、5歳児発達相談を実施した。 ・こども未来課が実施する各種健康診査、乳幼児心理相談等の機会に、こども支援センターの臨床心理士が、保護者からの相談を受けるとともに、必要に応じて検査の実施や、関係機関へ繋ぐ支援を行った。	・相談件数の増加で、対象者に1カ月程度待機をお願いする場合がある。	こども支援センター
		地域療育体制の充実	障害の早期発見、相談、指導、通園、通所がスムーズに行われるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携を図り療育体制の充実に努めます。	・2024年度児童通所支援支給決定者数（2024年4月～2024年12月に新規で支給開始した人数） 児童発達支援 47名 放課後等デイサービス 26名 ※新規支給決定73名のうちセルフプラン利用者46名		社会福祉課
				・乳幼児健診に、医師・保健師・臨床心理士・看護師・保育士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が従事することで、児の発育・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めた。 ・発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対しての育児支援教室（集団・個別）、保護者支援教室など適切な場への参加を勧めることと、継続的なフォローを充実し、早期に適切な支援につなげるよう努めた。 ・育児支援教室 個別支援（療育体験教室）：3事業所に延べ19回委託し、利用者については、速やかな療育利用申請に繋がっている。	・保護者の同意を得たうえで、保育園・こども園等への情報提供書を送付し、関係機関との連携を進めている。 ・サポートファイルの作成により、連携強化に取り組んでいる。	こども未来課
				・子どもの発達に関する相談において、保護者に子どもの発達特性に対する理解を促し、家庭での子どもへの関わり方などの支援の手立てを提案した。また、発達の特性から療育が必要と思われる場合は、保護者の理解を得ながら療育機関等の専門機関につないだ。 〈2023年度実績〉 発達相談（電話、来所、学校訪問） 1,146件 発達検査、視機能検査等 242件 関係機関との連携（学校園、病院、北但広域療育センターなど） ・保育園・こども園等に在園している発達の気かりな園児を対象に、幼児育成課・こども未来課・こども支援センターの連携による「すくすく訪問支援事業」を実施し、保育中の園児の状況を確認し、支援の手立てを提案した。	・保護者の養育能力により（無職で困窮、交通手段なし等）、療育機関に通所できない子どもに対し、減免・送迎などのサービスの拡大が必要である。 ・保護者の就労により、通所が困難になる場合がある。 ・小学生以降の放課後等デイサービスが不足している。 ・重度の障害児の療育、居場所がない。	こども支援センター

基本 目標	基本 施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		こども支援センターを中心とした こども支援機関の連携	こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実を図るとともに、児童、生徒や保護者と学校、保育所、幼稚園、認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。	【こども支援センター】 ・授業のユニバーサルデザインの視点から授業研究を行い、教職員の資質向上を図る機会とした。 〈2024年度実績〉全16回　スーパーバイザー　関西国際大学　教授　中尾繁樹氏 ・学校園などの子どもに関わる支援機関が、特性のある子どもの困難さの理解、支援のあり方について、研修会を開催した。 講師　公立豊岡病院小児科　港　敏則　医師 【幼児育成課】 ＜現場職員向けの取組実績＞ ・「個別の支援が必要な子どもたち」「気になる子どもたち」にかかる園職員向けの訪問事業として「すくすく訪問支援事業」を実施し、保育中の子どもの状況を確認し園において子どもの発達に対して、適切に関わることができるように支援した。（29園176名） ・北但療育センターの保育所等訪問支援事業に同行し連携を図った。	【こども支援センター】 ・学校園と福祉サービス事業所との情報連携の不足 【幼児育成課】 関係機関との連携強化	幼児育成課
				実績なし	なし	社会福祉課
				・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めている。 ・発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援を行っている。また、必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、できるだけ早期に適切な教室などへ結びつくよう支援している。 ・ケース検討会を随時開催実施し、関係機関との連携を深めている。	・園で相談のあった方をスムーズに相談に繋ぐための、相談チラシを作成・園を通じて配布している。	こども未来課
		北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 《拡充》	地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターの指定を受けている北但広域療育センターにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導、訓練を提供し、保護者や家族への支援を充実します。 また、障害児相談支援、保育所等訪問支援を充実するとともに、関係機関等との連携体制の構築を図り、総合的な障害児・者療育を行います。	事業所内（びあほくたん、すまいる、トゥモロー、らみい）で、利用者の情報共有を行い、その子に合った支援を行うようにしている。 療育の実施にあたっては、利用者アンケート等によりニーズを把握して、支援に活かす取り組みを行っている。また、保護者会を開催することにより、療育の情報提供や保護者の横のつながりを持つ機会をもうけている。		社会福祉課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
(4) 「地域で生活できる」まちづくり						
①保健・医療の充実						
		効果的な保健・医療サービスの提供	相談から治療、訓練、指導に至るまで、一貫した保健、医療サービスが受けられるよう、医療関係機関との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。	・乳幼児健診からの精密検査受診の時の情報提供書の作成 ・わんぱくクリニック及び5歳児発達相談、発達外来を受診しているお子さんの病院への情報提供書作成等関係機関との連携を進めている。	就学前の医療機関連携は、スムーズに行えるようになって	こども未来課
				○認知症患者医療センター・医師会・かかりつけ医等との連携強化を図りつつ、地域包括支援センターや介護支援専門員等とも連携し、認知症の方とその家族への支援を行った。 ○認知症初期集中支援チームに相談のあった案件においては、チーム内で対応方針を検討し、適切な医療・介護サービス等につないだ。 ○身近な場における認知症理解の普及・啓発を推進するため、DVD「認知症とともに」を活用し、認知症の講話を行った。 ○認知症の本人の立場に立った支援ができるよう、認知症VR体験会を実施した ○市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックや、市広報、FMジャングルで、「認知症」について掲載・放送し、周知・啓発を行った。	○地域のつながりの希薄化や家族関係の変化から認知症の方を取り巻く環境が複雑になっている。地域包括支援センター職員・介護支援専門員・認知症地域支援推進員等の相談対応する職員の資質向上が必要である。 ○認知症は早期に相談対応することが重要だが、認知機能の低下など状況が悪化してからの相談が多いため、相談窓口の周知・啓発が必要である。 ○認知症は誰でもなるものとしてとらえ、認知症であってもなくても、安心して暮らす事のできる地域にするため、認知症への偏見の払拭や、本人の立場に立った支援の方法を考えることができるように、家族・地域住民・事業所等に認知症に対する正しい知識を身につけてもらうことが必要である。	高年介護課
				北但広域療育センターにおいて、幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、支援を行った。		社会福祉課
		健康・体力づくりの推進	健康増進施設を活用した障害のある人のスポーツ環境の整備や生活習慣病予防、運動習慣づくりなどの取組を推進します。	・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」 都度利用者に障害者料金設定（50%割引） 障害者（児含む）利用者延べ 145人 ※必要に応じてスタッフによる個別対応（説明・指導など）を実施している。 ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」 障害者手帳の有無等については未把握 ・障害者運動体験教室の実施 実施なし ・玄さん元気教室 身近な会館等を会場に、213団体(施設含む215団体)が実施。 参加人数は把握していないが、障害者の参加もあった。 ・健康ポイント制度 個々に合わせた運動目標を設定し、目標を達成したらポイントがたまる「運動健康ポイントシート」、スマホアプリ「とよおか歩子」についても、市広報やホームページ等で広く周知を行った。 「運動健康ポイントシート」は2024年度より、玄さん元気教室参加ポイントの追加を行った。		健康増進課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		リハビリテーション体制の充実《拡充》	障害のある人が、その障害に応じた機能訓練などを受けることができるよう、リハビリテーション体制の充実に努めます。 また、重度の肢体不自由の方が、定期的にリハビリテーションの利用ができるよう支援します。	在宅リハビリ訪問事業（但馬長寿の郷の理学療法士・作業療法士） 障害のある方（身体や知的障害など）5人（のべ回数5回）に対して、在宅リハビリ訪問を実施した。 内容は、身体評価や体操方法、福祉用具の選定、住宅改修などであった。		健康増進課
				実績なし	訪問看護やリハビリ利用の補助制度は2021年度で終了し、福祉医療制度の対象となっている。	社会福祉課
	障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実	障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう努めるとともに、医療的ケアが必要な障害児・者や難病患者に対するサービス基盤を充実させるための方策を検討します。	医療的ケア・重症心身障害に対応した施設整備を進めるため、医療的ケア・重症心身障害対応型施設整備事業費補助金を1事業者（2事業）に交付決定した。		社会福祉課	
			医療的ケアが必要な障害児については、関係機関と連携しながら個別支援を実施し、難病患者で人工呼吸器装着者に対しては、豊岡健康福祉事務所と一緒に災害時の対応の確認等個別に支援した。		健康増進課	
	②精神保健施策の推進					
		理解促進、啓発活動の推進《拡充》	研修会や教育現場などさまざまな場面での啓発活動や、支援機関が障害のある方と地域をつなぐ取組を通じて、精神障害に対する理解の促進を図り、精神障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくります。 また、啓発活動にあたっては、引き続きピアサポーターを活用していきます。	・ひきこもり支援のパンフレットの設置 ・障害者週間の市広報での啓発 ・「但馬地区精神保健福祉研修会」に実行委員で協力するとともに、市広報掲載などで参加周知 ・精神障害の理解が組み込まれる高校の学習指導要領の改訂に合わせて、精神障害者相談支援事業を委託している事業所と豊岡健康福祉事務所が、市内県立高校の生徒に対し、ピアサポーターとともに出前講座を開催した。 ・健康福祉事務所主催の精神障害者ピアサポート普及研修やピアサポーター養成講座に協力した。	特になし	社会福祉課
				・こころの健康づくり対策として、うつ病予防のパンフレットを配布したり、健康教育等による啓発活動を実施した。 ・専門職を対象に、ゲートキーパー研修を実施し、参加者は47人だった。		健康増進課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		こころの健康づくりの推進 《拡充》	自殺、うつ病の相談窓口の充実や支援体制の整備を図るとともに、自殺、うつ病のハイリスク層に対する支援のあり方を検討します。 また、相談窓口に来ることができない方、電話では相談しづらい方が相談できるように、さまざまな機関が行っているSNSを利用した相談窓口の周知を行っていきます。	・自殺予防週間（9月10日～9月16日）や自殺対策強化月間（3月）では、広報や防災行政無線、ポスター掲示、図書館などで相談先などを啓発した。 ・自殺予防に関する相談窓口として専用電話番号（もしもし電話健康相談）を広報やHP、相談窓口PRカードなどにより周知した。 ・こころの相談窓口のチラシを作成し、医療機関や薬局など関係機関に配布した。 ・「こころの健康に関する庁内つなぎ先一覧」「相談窓口一覧」を作成し、庁内内線電話帳に掲載した。 ・地域での健康教育（健康づくり応援隊、玄さん元気教室）の際にうつ病予防や心の健康に関する正しい知識の理解について普及啓発として健康教育を実施した。 ・健康企業応援プログラム登録企業に対し、「ストレスとの上手な付き合い方」「ゲートキーパー」のテーマで健康情報の通信を配信した。 ・こころのケア相談（年6回）18人＜1月時点＞、こころの相談室（年12回）17人＜12月時点＞の相談を実施した。		健康増進課
		関係機関との連携		・基幹相談支援センター派遣委託事業を活用し、主任相談支援専門員のケース検討派遣、同行派遣を行い、相談支援専門員の育成等に取り組んだ。	特になし。	社会福祉課
			相談支援やケアマネジメントなどに携わる支援者が専門性を持って、充実した支援を提供することができるよう、障害者自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化や人材育成を図ります。	相談を受けた者が、必要な関係機関につなぎ、連携ができるようにゲートキーパー研修を実施した。 ・民生委員児童委員向けゲートキーパー研修 豊岡東地区 参加人数 27人 豊岡西地区 参加人数 35人 但東地域 参加人数 18人 城崎地域 参加人数 25人 ・市職員向けゲートキーパー研修 参加人数 132人＜1/9時点＞ ・ゲートキーパー研修時には、庁内つなぎ先一覧などを配布し、相談内容によるつなぎ先や関係機関について啓発を行った。		健康増進課
		地域移行・地域定着の推進	県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等と連携を図りながら、相談支援事業者による地域移行・地域定着の取組が円滑に実施できるよう支援します。	・精神障害者地域移行・地域定着戦略会議に毎月参加し、医療機関や関係機関と連携し、円滑な地域生活への移行を図っている。また困難ケースについては、関係機関と連携し個別支援にあたるとともに、関係課とも調整を行った。		社会福祉課
				精神疾患を持つ人が地域で安心して生活できるように、関係機関と連携しながら個別支援を実施した。 また、地域活動支援センターにおいても、日中活動の場として活動内容を紹介し、啓発に努めた。		健康増進課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		③生活支援の充実				
		地域生活支援拠点等の整備 《拡充》	障害のある人の重度化や高齢化の中で、自立した生活を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。拠点等の整備にあたっては、それぞれの機能の担い手となる関係機関へ働きかけます。	実績なし	他市町の状況として、体制は整備したが、実際には機能しない可能性があるという意見もある。	社会福祉課
		障害のある人の高齢化、重度の障害のある人への対応 《拡充》	重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努めます。 ○重度の人を対象としたサービス体制（短期入所など）の充実 ○豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の施策との調整 ○地域包括支援センターなどの連携 ○共生型サービスの推進	・介護保険サービスへの移行や、高齢障害者の介護と障害の併給については、個別ケースに応じて高年介護課や地域包括支援センター等と連携し対応した。 ○市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックに、「家族介護用品支給事業」・「訪問理美容サービス事業」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。	障害福祉から介護保険へのスムーズな移行がしにくい。 ○「家族介護用品支給事業」に係る国の検討状況について、事業の廃止・縮小方針であることから、情報を収集しつつ、補助金対象外になった場合の本事業のあり方について、本事業のニーズ等を把握したうえで、第10期介護保険事業計画に向けて検討を行う必要がある。 ○身体上等の理由によって理美容院へ行くことが困難な高齢者等が、一層利用していただけるように周知・啓発が必要である。	社会福祉課
		障害福祉サービス等の利用促進	障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、障害福祉サービスや自立支援医療費及び補装具費の支給など、必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握に努めます。	「障害者福祉関係の助成とサービス」について市のホームページに掲載し、情報を更新して案内している。 新規の手帳取得者には「障害者福祉のしおり」を配布し、利用できるサービスについて説明している。		社会福祉課
		障害福祉サービスの質の向上 《拡充》	障害者自立支援協議会を通じて、サービス事業者間の人材交流、情報交換の機会や研修会を開催することにより障害福祉サービスの質の向上に努めます。 また、サービス事業者への外部評価などの仕組みの活用を働かけます。	自立支援協議会のはっしん部会で「権利擁護研修」相談グループで「成年後見制度を学ぶ」研修を実施した。 また、こども部会、せいかつ部会では障害福祉サービス事業所の職員と相談支援専門員の情報共有会を行い、人材交流、情報交換の機会を設けた。	地域全体で持続性のある支援をするためには、職種、事業所を超えた横の連携強化が必要である。	社会福祉課
		地域生活支援事業の推進	障害のある人が、日常生活を快適にかつ安全に送ることができるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。	「地域生活支援事業実施要綱」にある事業を実施 自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、レクリエーション活動等支援、点字・声の広報等発行事業等		社会福祉課
		ライフプランを見据えた支援策の検討 《新規》	障害のある人の自立した生活を見据えて、子育ての段階から指針となるものを作成します。 また、地域生活をする上での課題の全体像をふまえて、障害のある人に支援策を提示するための方策を検討します。	実績なし		社会福祉課
		移動・交通手段の充実【1.③の再掲】	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすいよう取組を進めます。	（1）③「移動、交通手段の充実」に掲載	（1）③「移動、交通手段の充実」に掲載	社会福祉課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		④家族等介護者の支援				
		福祉サービスなどの利用促進		・手帳交付時に「障害者福祉のしおり」に沿ってサービス等について説明した。 ・視覚障害者には「声の広報」や議会だよりの録音CDを配付（希望者） ・聴覚障害者には、台風接近時に防災情報FAXを送信		社会福祉課
			障害のある人やその家族が、福祉サービスやボランティア活動、地域の福祉活動などについて知識を深められるように、市ホームページ、出前講座、障害者福祉のしおりなどにより情報提供を行うとともに、これら福祉サービスなどの利用促進を図ります。	介護保険制度に基づいたサービスの利用ができるよう、市ホームページ、出前講座、冊子などにより制度内容の周知を図った。 冊子：「介護保険のしおり」「介護保険料のしおり」「負担割合証のしおり」「みんな笑顔で介護保険」を作成した。 各冊子については、介護保険を利用される方へ窓口等での説明などで「みんな笑顔で介護保険」を、65歳になられた方を対象に「介護保険のしおり」を、介護保険料を納めていただいている65歳以上の方へ「介護保険料のしおり」を、介護保険の利用者の負担割合については「負担割合証」を交付した。	介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、必要な介護サービスが、必要な時に受けられるよう情報提供を行う必要がある。	高年介護課
		家族等介護者のこころのケア		・家族会の活動支援 ・家族会の委託による事業 ・こころのケア相談やこころの相談室、ひきこもり相談、各種障害者相談等を広報・紹介 ・「豊岡市こころの病気をもつ人の家族のつどい」開催 ・自発的活動支援事業を豊岡市精神障害者家族連合会に委託し、精神障害者やその家族が悩みを共有したり、情報交換を行える交流活動を支援。	特になし	社会福祉課
			家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族介護者同士の交流の機会づくりを支援するとともに、障害のある人の一時預かりなどの機会の確保に努めます。 ・家族介護支援事業 ・こころのケア相談 ・短期入所などサービス等の情報提供	○認知症の方やその家族を支援するために、家族介護支援事業（家族介護教室・家族介護者交流事業）を実施し家族介護者同士の交流の機会とした。 ○「認知症家族介護教室」を開催し、参加を広く呼びかけ、参加しやすい環境づくりを行った。 ○市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックに、「家族介護支援事業」、「認知症」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。 ○「若年性認知症の人と家族のつどい」を引き続き実施するとともに、認知症カフェの開催についても、周知・啓発を行った。	○家族介護教室・家族介護者交流事業はインターネット等の普及で情報収集ができ、介護支援専門員に介護の相談ができることもあり、参加者は徐々に減少したため、2025年3月で事業を廃止とします。 ○認知症家族介護教室を行い、家族の悩みや情報交換の機会を行います。 ○「若年性認知症の人と家族のつどい」の、周知・啓発に努める。また、すでに介護を終えた介護者の体験談を広く共有する場づくりが必要である。	高年介護課
				「こころのケア相談（精神科医師による定例相談）」 相談件数18件の内、家族からの相談や家族が同席した相談件数は7件<1月時点> 「こころの相談室（臨床心理士及び保健師による定例相談）」 相談件数17件の内、家族からの相談や家族が同席した相談件数は3件<12月時点>		健康増進課

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		放課後等の居場所の確保		2024年度12月末の支給決定者数 ・放課後等デイサービス 245人 ・保育所等訪問支援 220人 ・日中一時支援（児童） 12人 介護や病人の看護を理由として、年度当初に保育所・認定こども園の入所申込みがあった場合は、入所調整し、できるだけ保育所・認定こども園に入所できるよう調整した。 年度途中に同様の理由で短期間の保育所・認定こども園利用の希望があった場合は、一時保育の利用案内をしている。 同様の理由により、放課後児童クラブの利用申し込みがあった場合も、利用できるよう調整を行っている。 家族の看護を理由とした利用者（2024年度実績） 保育所・認定こども園・・・ 8名 放課後児童クラブ・・・ 2名	2024年度より、芸術文化観光専門職大学と連携し、障害の有無にかかわらず子どもが安心して過ごせる居場所（地域）づくりに向けた意識調査事業を実施している。 待機児童が発生している状況であるため、介護・看護に係る家庭の児童の受け入れが困難な場合がある。	社会福祉課 幼児育成課
(5) 「安全で安心して暮らせる」まちづくり						
①福祉のまちづくり						
		だれにもやさしいまちづくりの推進	自然との調和に配慮し、あらゆる社会的な障壁の除去に努めるとともに、だれもが利用しやすい施設の整備を進めるなど、障害のある人もない人もともに一人の人間としていきいきと暮らせるまちづくりを推進します。	地域内で困りごとを抱えた方の情報共有を行い、見守りの方法や地域でできる助け合いの検討、専門機関へつないでいくことを目的に、地域住民と協働して話し合いの場の取組みをすすめている。 健康福祉センターとして高齢者、障害者、子ども等が訪れやすく、利用しやすいようにするために、掲示物の工夫やチラシ等の設置、車いす、老眼鏡の設置等に努めている。同時に、地域のボランティアや作業所の利用者等と、健康福祉センターの花壇作りや草取り、花の苗植えなど調和推進を図った。	誰もが利用しやすいセンターの1つとして健康福祉センターがあるが、老朽化等の理由から修繕箇所が多く見受けられる。しかし、改修・改善ができない状況にあり、利用住民、入居団体に迷惑をかける場面もある。	社会福祉協議会
		障害のある人の意見を聞く場の確保	市が進める地域環境や住環境などのバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害のある人の意見を聞く機会の確保に努めます。 また、企業、商店、事業所なども障害のある人の意見を聞く場を設けるよう働きかけます。	実績なし コープこうべ、障害事業所、社協と協議の場をもち、事業所の状況、障害理解への課題等について協議している。そこから、見守り個配サービス、つながるマルシェ等につながり、現在も継続的に実施している。	意見交換の機会が少ないため、意見を伺う場を持つ工夫が必要である。 地域における集いの場は、まだ高齢者の参加者が大半を占めており、障害のある方の参加は非常に少なく、障害のある人の意見を地域の中で聞く機会は少ない。	社会福祉課 社会福祉協議会
		地域環境のバリアフリー化の推進	兵庫県福祉のまちづくり条例の啓発、周知に努めるとともに、条例に基づき、公共施設などの整備、改修及び段差の解消など、だれもが利用しやすい施設のバリアフリー化を計画的に推進します。 また、各施設などのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサル社会づくりに総合的に取り組みます。 【主な整備項目】 ○出入り口などの段差解消 ○誘導用ブロックの敷設 ○多機能トイレの設置 ○手すりの設置 ○障害者等用駐車区画の設置（兵庫ゆずりあい駐車場制度の推進）	福祉学習では、学校や周辺のバリアフリー設備について、子どもたちと探したり、設置されている理由や機能についての学習や地域での支え合いについて考える機会を設けた。 健康福祉センターにおいては、障害者専用の駐車区画を設置し、来所しやすい環境を整えた。	いくつかの健康福祉センター障害者等用駐車区画のラインが薄れており、視覚的な把握が難しくなっている、駐車場のラインは順次、対応している状況。 また優先駐車場とは書いてあるが、優先駐車場に駐車される来客も多く順次説明が必要。	社会福祉協議会
		交通環境のバリアフリー化の推進	各関係機関との連携のもと、低床バスの導入を促進するとともに、公共交通機関、交通施設、利用情報のバリアフリー化の推進に努めます。	超低床バス（ノンステップバス）、スロープ付きの導入補助（2台）	低床バス（ノンステップバス）のデメリットとして、①座席数が少ない②積雪走行に不向きがあり、運行するバス全てを低床バス（ノンステップバス）とすることは難しい。	都市整備課

豊岡市障害者計画の取組状況について 2024年度

資料2-1

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課		
		住環境のバリアフリー化などの推進	障害のある人の多様なニーズに対応し、住み慣れた居宅で住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化を支援します。また、市営住宅についても、設計や設備などの面でバリアフリーに配慮した整備に努めます。	浴槽を浅型の設備へ取替える工事を、修繕等の際に実施した。（塩津住宅）	特に無し	建築住宅課		
				日常生活用具給付事業の住宅改修（予定）１件		社会福祉課		
		障害のある人の住まいの支援 《拡充》	障害のある人の円滑な住まいの確保に向けての取組や、自立して暮らしていくための住まいの支援についての調査、研究を行います。 ○グループホームの整備支援 ○公営住宅の空室活用の検討 ○家賃債務保証制度の周知 ○「入居支援のしおり」を活用した支援 ○空き家の活用の検討 ○住まいの確保にあたっての地域の障害に対する理解促進	2023年度より、市営住宅の入居手続きに関して家賃債務保証会社の利用を可能とした。	入居申込者の希望が一部の住宅（旧豊岡地域、単身入居可能住宅）に集中しており、需要と供給が一致しないため、円滑な住まいの確保が難しい。	建築住宅課		
				・市内事業所にグループホーム新規開設サポート事業補助金　１件交付		社会福祉課		
		情報、サービスのバリアフリー化の推進	障害者団体などの意見を聞きながら、障害のある人に対応した情報、サービスのバリアフリー化の推進に努めます。 ○わかりやすい印刷物（市広報紙など）、ホームページの作成 ○会議、講演会における配慮 ○選挙における配慮	・ユニバーサルデザインフォントを使用した市広報、ホームページ、SNS（LINE、X、Facebook）、防災行政無線などさまざまな媒体により発信	誰にでも伝わる情報発信の手法	秘書広報課		
				・声の広報・議会だより発行事業（つくしの会へ委託） ・録音図書、市広報・議会だよりの録音CDの発行	特になし	社会福祉課		
		観光地における他地域から訪れる人への対応	他地域から観光客が訪れやすくなるよう、観光地における合理的な配慮の提供の啓発、推進に努めます。	市内におけるユニバーサルツーリズムの推進のため、2024年10月及び11月から２人の地域おこし協力隊を採用し、受入団体である福祉事業者やアクティビティ事業者と連携した活動を実施。城崎温泉観光センター内にユニバーサルツーリズムセンター準備室を設置し、多様なニーズに対応すべく、情報提供や電動車いすのレンタルサービスを提供している。 また、兵庫県から城崎温泉街が「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア」に採択され、兵庫県とも連携して取組みを進めている。		観光政策課		
				実績なし		社会福祉課		
		②防犯・防災施策の促進						
				避難行動要援護者の個別支援計画作成の推進 《新規》	災害時に障害のある人や高齢者等の避難を支援するため、各行政区における避難行動要援護者の個別支援計画の作成を推進します。 あわせて避難行動要援護者を支援する人の万一の備えのため、個別支援計画をもとに保険料を市が負担してボランティア保険に加入する取組を推進します。	・各行政区で、避難行動要援護者に係る個別支援計画の作成（作成した行政区　159/359区、避難行動要援護者に係る個別支援計画の作成実績：136/343人、作成率：39.6%） ・各行政区から提出された個別支援計画に基づき、支援者のボランティア保険に加入した。 （ボランティア保険加入者数：828人）	避難行動要援護者に係る個別支援計画の作成率が30%代と低い状況のため、今後は作成率向上に向けて、個別支援計画未策定の行政区に対する働きかけ等を行っていく必要がある。	社会福祉課
		災害時安心ファイルの活用	災害時などに障害のある人が適切に避難し、避難先で周囲の理解を得てサポートを受けられるよう、ファイルの制度について障害のある人だけでなく、広く市民に周知を図ります。 また、障害のある人の直近の状況を把握することができるようにするため、ファイルの更新の呼びかけに努めます。	・希望者には適宜配付できるが、希望者がいなかった。	あまり周知できていない。手帳交付時等に紹介が必要。	社会福祉課		

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	今年度（2024）の取組み	特記すべきこと、課題など	所管課
		地域防災計画の推進 《拡充》	市ホームページでの地域の取組紹介や出前講座などにより積極的な啓発に努めます。 避難にかかる個別支援計画書の作成例の提供や、対応が進んでいる地域の事例を紹介するなど、情報提供及びワークショップ等の実施による活動支援に努め、各地域での協働による支援体制づくりの推進を図ります。 また、要配慮者利用支援施設へ避難確保計画の作成を推進します。	【出前講座】2024年度（1月時点） 実施回数：39回、参加者：約1,400人 避難行動要援護者について、地域で避難行動を援助していただけるよう出前講座などで啓発を行っている。障害福祉関係団体や当事者へも啓発を行っている。 ・要配慮者利用施設のうち、98.7%が避難確保計画を策定済みであり、今年度中に100%を目指し啓発を行っていく。 ※要配慮者利用施設…浸水想定・土砂災害警戒区域に立地する高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設、学校など	・災害時に特に支援を要する人々への支援が適切に行き渡るよう、引き続き、地域、障害福祉関係団体等への啓発を行う必要がある。	危機管理課
		防犯体制の整備	防犯体制の整備	2024年8月6日に豊岡市生活安全推進協議会の会議を開催し、各防犯協会、地区コミュニティ、PTA、区長会及び豊岡警察署等と防犯の取組について意見を交換した。 地域でのこどもの見守り活動、巡回パトロールなどの実施により行政、住民、警察などが連携を強化し、犯罪を未然に防止するための環境づくりに努めている。 防犯カメラ設置及び防犯灯の設置等にかかる費用の一部を補助している。	特殊詐欺グループなどが関連した強盗殺人など凶悪な事件の発生で体感治安は悪化し、不安を感じている市民は増えていると思われる。社会全体で犯罪を発生させない環境づくりや個人での防衛意識の向上、対策の普及啓発を不断に行っていく必要がある。	生活環境課
		災害時・緊急時における情報提供の充実と対応の検討 《拡充》	防災行政無線、登録制メール、防災情報FAX など、複数媒体による情報提供の確保を図るとともに、災害時・緊急時において障害に起因する特性のある方へ一般の避難所内に落ち着いて滞在 できる 福祉避難室を確保します。 災害時要援護者に対する地域の支援体制を構築するため、専門職等関係者による実効性の高い個別支援計画（マイプラン）を作成するなど、避難時 における避難 の仕組みづくりを検討します。	障害のある方も含めた情報提供として、防災行政無線での放送内容をひょうご防災ネット（スマホアプリ、登録制メール）、登録制FAX等により伝達している。 出前講座やワークショップ、各種イベント、危機管理課窓口等でひょうご防災ネットのチラシを配布し、登録を依頼している。 ・災害時に防災無線で放送される台風の進路情報や避難情報等について、防災FAX・メールの登録者へ内容を簡潔にして情報提供を行った。	・聴覚障害のある人など、市が行う防災無線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時又はその恐れがある時に防災情報を携帯電話へ配信するひょうご防災ネット（スマホアプリ、登録制メール）への登録を勧奨する。	危機管理課
				実績なし	特になし	高年介護課
		福祉避難所の充実	高齢者の入所施設等との間に、災害時、緊急時に安心して避難できる場所として、福祉避難所協定を締結しています。 引き続き福祉避難所となりうる施設との協定を進めます。	福祉避難所（障害者支援施設）の担当者との協議を実施し、現状確認と今後の課題等についての確認を行った。	・受入対象者（施設利用者）以外のケアが必要な方の避難先の確保が難しい。 ・一般避難所における福祉避難スペース確保 ・医療等の支援が必要な方への災害時の対応 ・避難行動要援護者個別支援計画の策定率の向上	危機管理課
				実績なし	特になし	社会福祉課 高年介護課
		地域支援体制の充実	災害時には、行政などの支援とともに、隣近所による協力、助け合いが必要です。市が作成し全世帯に配布した「行政区別防災マップ」を活用した市民総参加訓練における要援護者避難訓練や地区ごとの避難支援マニュアルの作成、防災訓練の実施等を支援します。 地区における支援体制づくりの取組状況についても継続的に把握し、地域防災力の充実、強化に努めます。	「避難行動要援護者の避難誘導訓練」の実施回数 64区（18%） ※2023年度自主防災組織実態調査結果より 各行政区に対して個別支援計画の作成及び提出を依頼した。 （提出のあった行政区 159/359区）	・引き続き、地域の自主防災組織等に対する出前講座や防災ワークショップなどを行い、地域で避難行動を援助していただけるよう啓発を行っていく。 行政区によって個別支援計画の作成に対する意識に差があると思われる、個別支援計画未策定の行政区には計画作成に取り組んでもらえるよう働きかけていく必要がある。	危機管理課 社会福祉課